

令和8年度 大学院情報工学研究科(博士後期課程)入学者選抜要項

1 入試等日程

区 分	夏入試	冬入試
	情報工学専攻（全分野）	情報工学専攻（全分野）
	一般選抜 外国人留学生特別選抜 社会人特別選抜	一般選抜 外国人留学生特別選抜 社会人特別選抜
① 願 書 受 付 期 間	5/30(金)～7/4(金)	12/15(月)～1/6(火)
出願資格審査申請期限	5/21(水)	11/14(金)
② 選 抜 期 日	8/20(水)	1/26(月)
③ 合 格 発 表	8/29(金)	2/9(月)
④ 入 学 手 続 期 間	R8/3/16（月）～18(水)	

※ 年末年始（R7.12.29（月）～R8.1.2（金））、土曜、日曜及び祝日は受付を行わない。

2 入学者選抜要項等

区 分	一 般 選 抜	外国人留学生特別選抜	社会人特別選抜
募 集 人 員	情報工学専攻 4名 （データサイエンス分野 情報システム工学分野 知能ロボット工学分野）	情報工学専攻 若干名 （データサイエンス分野 情報システム工学分野 知能ロボット工学分野）	情報工学専攻 若干名 （データサイエンス分野 情報システム工学分野 知能ロボット工学分野）
出 願 資 格	次のいずれかに該当する者 1 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者及び令和8年3月までに取得見込みの者 2 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月までに授与される見込みの者 3 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月までに授与される見込みの者	日本の国籍を有しないで、在留資格が『留学』又は入学時に『留学』に変更できる見込みのある者で、次のいずれかに該当する者 1 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者及び令和8年3月までに取得見込みの者 2 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月までに授与される見込みの者 3 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月までに授与される見込みの者	教育研究機関、官公庁、企業等に在職し、所属長（公務員は任命権者）の受験許可を得た者で、かつ次のいずれかに該当し、入学時現在で2年以上の専門的な実務経験（通算可）を有する者 1 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者及び現在社会人学生で令和8年3月までに取得見込みの者 2 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月までに授与される見込みの者 3 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月までに授与される見込みの者

区分	一般選抜	外国人留学生特別選抜	社会人特別選抜
出願資格	4 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和 8 年 3 月までに授与される見込みの者 5 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和 8 年 3 月までに授与される見込みの者 6 外国の学校、出願資格 4 の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号） 8 その他に、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると、本研究科において認めた者で、令和 8 年 3 月 31 日において 24 歳に達しているもの ※ 出願資格 6、7 又は 8 により出願を希望する者は、事前に出願資格の審査を行う。	4 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和 8 年 3 月までに授与される見込みの者 5 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和 8 年 3 月までに授与される見込みの者 6 外国の学校、出願資格 4 の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号） 8 その他に、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると、本研究科において認めた者で、令和 8 年 3 月 31 日において 24 歳に達しているもの ※ 出願を希望する者は、出願に先立ち富山県立大学事務局教務課学生募集係へ問い合わせること。 ※ 出願資格 6、7 又は 8 により出願を希望する者は、事前に出願資格の審査を行う。	4 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和 8 年 3 月までに授与される見込みの者 5 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和 8 年 3 月までに授与される見込みの者 6 外国の学校、出願資格 4 の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 7 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号） 8 その他に、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると、本研究科において認めた者で、令和 8 年 3 月 31 日において 24 歳に達しているもの ※ 出願を希望する者は、出願に先立ち富山県立大学事務局教務課学生募集係へ問い合わせること。 ※ 出願資格 6、7 又は 8 により出願を希望する者は、事前に出願資格の審査を行う。

情報工学専攻

(データサイエンス分野、情報システム工学分野、知能ロボット工学分野)

【夏入試／冬入試】

区 分	一 般 選 抜	外国人留学生特別選抜	社会人特別選抜
選 抜 方 法	口述試験の結果及び成績証明書の 内容等を総合判断して行う。 夏入試 <8月20日(水)> 口述試験 13:15～ ・修士論文等の概要及び研究計画 書に基づいて行う。 ・出願した分野に関連した質問を 行う。 冬入試 <1月26日(月)> 口述試験 15:00～ ・修士論文等の概要及び研究計画 書に基づいて行う。 ・出願した分野に関連した質問を 行う。	口述試験の結果及び成績証明書の 内容等を総合判断して行う。 夏入試 <8月20日(水)> 口述試験 13:15～ ・修士論文等の概要及び研究計画 書に基づいて行う。 ・出願した分野に関連した質問を 行う。 冬入試 <1月26日(月)> 口述試験 15:00～ ・修士論文等の概要及び研究計画 書に基づいて行う。 ・出願した分野に関連した質問を 行う。	口述試験の結果及び成績証明書の 内容等を総合判断して行う。 夏入試 <8月20日(水)> 口述試験 13:15～ ・修士論文等の概要、研究計画書 及び業績調書に基づいて行う。 ・出願した分野に関連した質問を 行う。 冬入試 <1月26日(月)> 口述試験 15:00～ ・修士論文等の概要、研究計画書 及び業績調書に基づいて行う。 ・出願した分野に関連した質問を 行う。